

令和6年5月30日

会 員 各 位

愛媛県社会保険労務士会
会 長 中 井 康 策
(公 印 省 略)

令和6年度「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）
～ J T F ガイドライン対応～ 《対面セッション》の開催について

謹啓 平素より当会の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全国社会保険労務士会連合会では、令和4年12月2日に人権方針を公表し、本方針に基づき様々な取組みを実施しているところです。その一環として、令和4年度から「ビジネスと人権」に精通した社労士を養成することを目的に標記の研修を構築し、令和6年度までに全国で600名の標記研修修了者を養成する目標を掲げています。

このような方針を受け、中国・四国地域協議会では、下記のとおり標記研修会を開催することにいたしましたので、受講を希望する方は、令和6年7月19日（金）までに県会会員専用ホームページ又は裏面のQRコードからお申し込みくださいますよう、お願いいたします。

なお、当該研修受講に当たっては、事前に、連合会が定めた eラーニングの受講と必要な「受講修了証」の写し提出、到達度テストの合格、課題の提出などが必須となります。受講希望に当たっては、これらの実施期間が必要であることを十分に考慮の上、お申込みいただくよう、お願いいたします。

おって、地域協議会から本県会に割り当てられた 受講予定者数は5名となっておりますので、受講希望者が予定を上回った場合は抽選とさせていただきます。

謹白

記

- 1 主 催 全国社会保険労務士会連合会中国・四国地域協議会
- 2 開催計画
 - ①日程 第一日目 令和6年11月22日（金）10時～17時
第二日目 令和6年11月23日（土）10時～17時
 - ②会場 レグザムホール（香川県高松市玉藻町9-10）

- 3 研修内容 令和6年2月19日付け社労連第101号を参照
- 4 受講料 無料。なお、受講料以外の経費は自己負担となります。
- 5 事前提出

受講者は、事前提出物が必須です。提出されない時は受講できません。

提出期日は、別途、受講者への詳細案内時にお知らせいたしますが、概ね研修初日の半月程度前となる見込みです。

令和6年2月19日付け社労連第101号添付の「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）～JFTガイドライン対応～実施のための仕様書」（県会会員専用ホームページに掲載）10・11ページをご参照ください。

- 6 お申込み方法

県会ホームページ会員専用ページ

<http://www.ehime-sr.or.jp/>



- 7 その他

詳細（会議室、事前提出資料提出先等）は、後日、お知らせいたします。